

特命随意契約理由書

件名	防災パンフレットの購入
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：(物品)・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	防災パンフレット「みんなの防災ガイドブック」について、内容を修正して指定部数を購入する。
選定理由	<p>防災パンフレットは、どの自治体にも共通する災害発生時の対応や最新の法改正の内容を盛り込んで、出版社が全国の自治体等に向けて共通パンフレットを作成する。各自治体は、共通パンフレットに自治体固有の情報を追加・修正して購入している。</p> <p>本区では、下記事業者の共通パンフレットを導入し、区民への周知・啓発を行っている。本契約は、パンフレットの内容を最新情報に一部改訂し、千代田区固有の情報を加えて印刷・購入するものである。</p> <p>当該共通部分の著作権は出版元が有しているため、改訂・印刷が出版元にしかできないことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社東京法規出版</p> <p>住所 東京都文京区本駒込2丁目29番22号</p>
※ 契約年月日	令和 8 年 1 月 29 日
※ 契約金額	4,950,000 円 (消費税を含む)
納入期限	令和8年3月13日まで
担当課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却 (3月分)
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u> (売却)
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選定理由	(1) 資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 (2) 清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 千代田区リサイクル事業協同組合 住所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和8年3月1日
※契約金額	2967350 円 (消費税を含む) ※収入予定額 (単価契約)
契約期間	令和8年3月1日～令和8年3月31日
担当課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

1117

特命随意契約理由書

件名	千代田区立軽井沢少年自然の家 産業廃棄物収集運搬業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	軽井沢少年自然の家（I期施設）の産業廃棄物について、収集運搬を実施する。
選定理由	<p>軽井沢少年自然の家（I期施設）は、用途廃止に伴い、令和8年度に解体工事が予定されている。</p> <p>当該解体工事の実施に際しては、I期施設内に残置されている産業廃棄物の収集運搬を、令和7年度末までに完了する必要がある。令和7年度内に履行を終えないと、続く解体工事の調査・準備ができなくなり、工事内容及び工事自体の着工に大きな支障が生じるため、7年度末までに実施しなければならない。本件は、「千代田区立軽井沢少年自然の家 産業廃棄物収集運搬・処分業務」の入札不調により、当初の準備、履行期間が確保できていない中で早急に履行する必要がある。</p> <p>そのため、迅速に収集運搬が可能であり、過去に軽井沢少年自然の家の産業廃棄物の収集運搬業務の実績を有し、対象施設の構造や現況を十分に把握している下記事業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社 軽井沢衛生企業</p> <p>住所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 957-29</p>
※ 契約年月日	令和 8年 3月 2日
※ 契約金額	4,620,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担当課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。